



第4章

国民と共にある外交

- 第1節 世界とつながりを深める日本社会と日本人 …… 248
- 第2節 海外における日本人・日本企業への支援 …… 259
- 第3節 国民の支持を得て進める外交 …… 274

第1節

世界とつながりを深める
日本社会と日本人

総論

日本と海外の間で人の往来を増やすことは、経済の活性化、異文化間の相互理解の促進などの効果を生み得る。このような考えから、外務省は、外国人の日本への入国・滞在を円滑化し、各種交流を活発化させること、また、様々な日本人や日本の団体が海外との交流に携わることを重視している。

日本に入国する外国人は、2010年には年間約944万人に上り、2000年（約527万人）に比べ約2倍近くとなった。また、日本に長期滞在する外国人（外国人登録者）の数も、2010年末で約213万人に上り、2000年（約169万人）の約1.3倍と増加している。

外国人の日本入国を促進することが重要である一方、日本の利益を害するおそれがある外国人などの入国は防がなければならない。日本に入国しようとする外国人は、ビザ（査証）をパスポート（旅券）に受ける必要があり¹、ビザは入国管理上問題ないと判断できる外国人に対し、在外公館（海外にある大使館、総領事館など）で発給している。外国人は、日本に入国する際には、有効なパスポート及びビザを提示し、入国審査を受ける必要がある。このように、ビザの発給及び入国審査により、外国人の日本入国の可否を判断し

ている。近年、来日する外国人が増加していることを受け、外務省は、外国人観光客や商用訪問者などを対象に、ビザの発給の迅速化に努めている。

また外務省は、東日本大震災の被災地域への支援のため、特に被害が甚大であった岩手県、福島県、宮城県を訪問する外国人に対し、ビザ手数料の免除を開始した。さらに、中国人に対しては、2011年7月から、沖縄を訪問する中国人観光客を対象とした「沖縄数次ビザ」の運用を開始した。その結果、2011年7月から12月の間に沖縄を訪問する中国人観光客への個人観光ビザ発給数は、2010年同時期と比較して約38倍増の約8,900件に達した。さらに、2010年6月に閣議決定された「新成長戦略」に基づき、外務省は、2011年1月から新たに創設した「医療滞在ビザ」の運用を開始し、治療などの目的で外国人が日本に入国しやすくするための措置を講じている。

また、日本に長期滞在する外国人の増加に伴い、国内では教育・雇用・住居などの分野において様々な問題が生じている。そのため、外務省はこのような問題に取り組む目的で、地方自治体、国際移住機関（IOM）な

1 日本が査証免除の取決めなどを行っている国の国民は、日本入国に際して、査証を必要としない。

どと共同で、2010年に引き続き、2011年2月に第2回目となる国際ワークショップを開催し、「将来における我が国の外国人政策を中心として」というテーマで議論を行い、啓発活動に努めた。

一方、政府以外の主体の力もいかす、オールジャパンでの外交を展開する一環として、例えば、国際協力に対する市民の関心の高まりを背景に、開発途上国などに対する支援活動の担い手としての重要性が近年ますます高まっている非政府組織（NGO）を国際協力における重要なパートナーと位置付け、連携強化に努めている。日本のNGOは、アジアを中心にアフリカ、中東など世界各地において、貧困削減や人道支援のために地域住民に密着したきめの細かい支援活動を実施している。また、現地での支援活動のみならず、開発途上国の現状などに関する専門的知見を持ち、人権・教育・保健・環境といった様々な分野でNGO間のネットワークを形成し政策提言活動を行うなど、その活動範囲は幅広い。

また、国際協力機構（JICA）ボランティア事業である青年海外協力隊（JOCV）やシニア海外ボランティア（SV）の参加者も現地の人々と同じ目線で、その国が抱える問題の解決へ一緒に汗を流して取り組んでおり、国際協力の重要な担い手である。日本の「顔の見える援助」の代表として各国から高い評価を得ており、その国の経済・社会の発展のみならず、日本と各開発途上国の間の相互理解や友好親善の促進にも大きな役割を果たしている。また、帰国したボランティア参加者の知識や経験の日本社会への還元でも成果が上がっている。さらに、より良いJICAボランティア事業の実現に向け、2011年7月に、



青年海外協力隊事業参加者に対する外務大臣感謝状の授与式で帰国隊員と懇談する加藤外務大臣政務官（中央奥）（9月28日、東京）

「草の根外交官：共生と絆のために ～我が国の海外ボランティア事業～」と題する新たな政策を発表し、制度的見直しを含め、その実現に取り組んでいる。

また、幅広い分野で良好な国際関係を育てていく上で、地方・地域の役割は大きい。近年、地方自治体や地方の団体・市民による取組は幅広くかつ活発に行われ、国際社会で高い評価を得ている。国際的相互理解、信頼関係の構築、日本のブランド力強化などの観点から、地方・地域は、外交において極めて重要な役割を果たしている。

この現状を踏まえ、外務省は地方・地域を、外交を推進していく上での重要なパートナーであると位置付け、オールジャパンでの総合的外交力の強化を目指しており、そのために、①地方の魅力を世界に発信、②地方の国際化支援、③国際交流に関わる広範囲な情報提供に重点を置きつつ、地方自治体などとの様々な連携策を実施している。特に、東日本大震災の風評被害対策支援及び地場産業や地域経済の再生支援は重要な課題であり、外務省は国際市場の中で、「開かれた復興」を支援するための多様な取組を実施している。

各論

1 日本社会の国際化への対応

(1) ビザ（査証）

外務省は、政府による規制改革や観光立国への取組を踏まえ、ビザ発給の円滑化（標準処理期間の制定、旅行代理店を通じた代理申請の受理、数次ビザ¹発給対象者拡大など）に努めている。また、入国管理上の問題がないと見られる国・地域については、観光や商用のためのビザを免除しており、現在、その対象は61の国・地域に上っている。

また、2011年3月に発生した東日本大震災を受けて、外務省は、同年11月から特に被害が甚大であった岩手県、福島県、宮城県の被災三県に対する復興支援策として、被災三県を訪問する外国人に対するビザ手数料を免除し、被災地を訪れる外国人観光客等の増加を図っている。

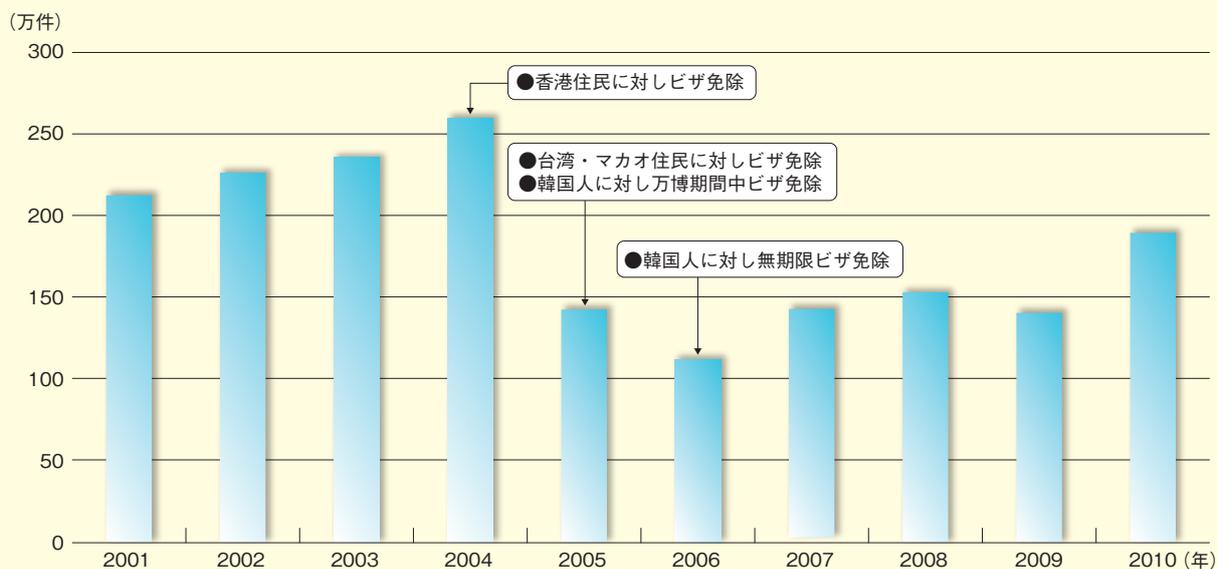
中国については、2000年から団体観光客向けビザを発給し、2009年7月からは、一部

の在外公館において、十分な経済力を有する者とその家族に対して個人観光ビザを発給しているが、2010年7月には、その対象を「一定の職業上の地位及び経済力を有する者とその家族」に拡大した。さらに、2011年9月には「一定の職業上の地位」の要件を緩和し、「一定の経済力を有する者とその家族」にまで拡大した。また、2011年7月からは、沖縄を訪問する中国人観光客を対象とした「沖縄数次ビザ」の運用を開始し、日中間の人的交流の発展に努めている。

医療分野においては、2010年6月に閣議決定された「新成長戦略」に基づき、2011年1月から新たに創設した「医療滞在ビザ」の運用を開始し、治療などの目的で訪日する外国人が入国しやすくするための措置を講じた。

その一方で、日本との経済格差を背景に、

ビザ発給件数の推移



¹ 有効期間内であれば、何回でも日本に入国できるビザ。1回の滞在期間には上限が定められている。

日本での不法就労を試みる外国人は後を絶たない。また、国内でも低賃金労働者や人身取引被害者など、外国人に対する人権侵害の事例が見られるため、悪用事例の多いビザ申請（研修・技能実習、興行²など）については

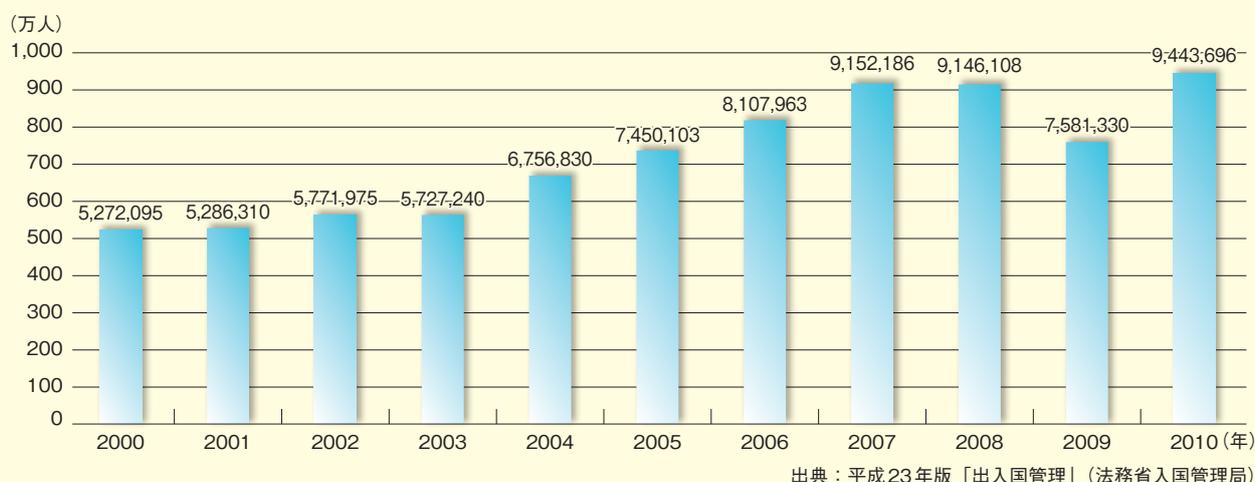
一層厳格な審査を行っている。ビザ申請件数の増加とあいまって、ビザ事務量は年々増加しており、特に中国に所在する在外公館においてこれが顕著であることから、人員の増強やビザ事務効率化にも努めている。

(2) 外国人受入れをめぐる取組

日本に長期滞在する外国人の数（外国人登録者）は、2010年末で約213万人で、総人口の約1.67%に達している。外国人の存在は、日本に、様々な活力をもたらす一方、外国人が多数居住する地域を中心に、文化・習慣や言語の違いによる地域社会との摩擦などの問題が生じている。外務省は、外国人の受入れや社会統合に関する海外の先進事例を紹介し、国民的議論を促進するために、2005年から2009年まで毎年「外国人受入れと社会統合に関する国際シンポジウム」を開催してきた。また、2010年からは、外国人受入れと社会統合についてより掘り下げた内容を参加者で議論し、その結果を報告書にまとめ、社会における議論を喚起することを目的とした「外国

人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」を開催している。2011年2月に開催された第2回ワークショップ（外務省、上智大学、新宿区及びIOM共催）においては、日本の労働人口減少問題を解決するため、外国人材の活用等の課題について議論が交わされた。また、高度人材³の受入れについては、現行の外国人受入れの範囲内で、イノベーションによる経済成長（「高度人材受入推進会議」の報告書（2009年5月29日））や新たな需要及び雇用の創造（「新成長戦略」2010年6月18日閣議決定）に資することが期待される産業分野において就労する高度な能力や資質を有する外国人の受入れを促進するため、関係省庁との協議を進めている。

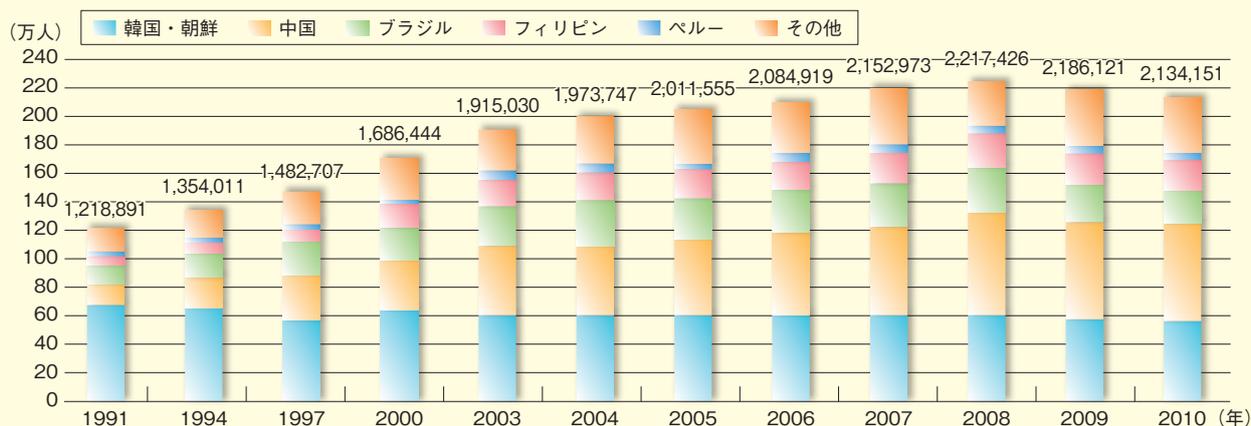
外国人入国者数の推移



² 研修、技能実習とは、開発途上国等へ技能・技術の移転を図り、「人づくり」に寄与するもの。興行とは、演劇、演芸、演奏、スポーツ及び芸能活動を目的とした渡航を指す。

³ 「高度人材」についての定まった定義はないが、「高度人材受入推進会議」報告書（2009年5月29日）では、「現行の就労可能な在留資格である専門的・技術的分野の在留資格を有する外国人労働者」を対象としている。

外国人登録者数の推移



(注)「朝鮮」は、朝鮮半島から来日した朝鮮人又はその子孫を示す用語であって、国籍を表示するものではなく、外国人登録上その国籍欄に「韓国」と記載しないものを示す。

出典：在留外国人統計平成23年版（法務省入国管理局）

2 国際社会で活躍する日本人

(1) NGOの活躍

ア 開発援助分野

国際協力活動に携わる日本のNGOは400以上あるといわれている。その多くは、貧困や自然災害、地域紛争など様々な課題を抱える開発途上国において、現地の草の根レベルでのニーズを把握し、柔軟できめの細かい支援を実施しており、その重要性はますます高まっている。

外務省は、日本のNGOが開発途上国で実施する開発援助事業に対して「日本NGO連携無償資金協力」を提供するなどによりNGOと連携し、NGOを通じた国際協力政府開発援助（ODA）の供与も実施している。2011年（12月末現在）には、日本の43のNGOが、アジア、アフリカ、中東など、31か国1地域において日本NGO連携無償資金を利用し、保健・医療・衛生（母子保健、結核・HIV/AIDS対策、水衛生等）、農村開発（環境整備・技術向上等）、障害者支援（職業訓練・就労支援、子ども用車椅子供与）、教

育（学校建設等）といった幅広い分野にわたり、78件の事業を実施した。

また、政府、NGO、経済界などが協力・連携し、大規模自然災害や地域紛争の際により効果的かつ迅速に緊急人道支援活動を行うことを目的に設立された「ジャパン・プラットフォーム（JPF）」には、2011年12月末現在、35のNGOが参加しており、2011年は、3月に発生した東日本大震災、8月に発生した「アフリカの角」地域の干ばつ、11月に発生した東南アジア水害やトルコ東部地震において被災者を支援したほか、アフガニスタン、パキスタン、スリランカ北部、ハイチ、南スーダン共和国（旧スーダン共和国南部。2011年7月9日独立）における人道支援を実施している。

一方、日本のNGOは、前述のような政府資金を利用した活動のみならず、支援者による寄附金や、独自の事業収入などを活用した活動も数多く実施している。また、近年で

は、企業の社会的責任（CSR）への関心が高まりつつあり、技術や資金を持つ企業が、国際協力における高い知見を持つNGOと協力し、開発途上国で社会貢献事業を実施する形の連携も数多く見られるようになってきている。

このように、開発援助の分野において重要な活動をしているNGOを国際協力のパートナーとして位置付け、NGOが活動基盤を強化して更に活躍していけるよう、外務省・JICAなどは、NGOの組織力強化・専門性向上・人材育成などを目的としたセミナーを開催するなど、様々な施策を通じてNGOの活動を側面から支援している。

また、外務省は、NGOの事業実施能力と専門性の向上を目的に、外務省が主催するNGO研究会によるセミナーやシンポジウムに加え、NGOの組織力強化を目的に、NGOの中堅職員が海外のNGOや国際機関で実務研修を行う「NGO長期スタディ・プログラム」を実施し、さらに2010年には、NGOにおける若手人材の育成を支援する「NGOインターン・プログラム」を創設した。また、外務省は、国際協力分野で経験と実績を持つ日本のNGO団体にNGOの国際協力活動全般や組織づくりなどに関する一般市民やNGO関係者からの質問・照会に対応する業務を「NGO相談員」として委嘱し、同相談員を全国17団体に配置している。

さらに、外務省は、NGOとの対話・連携を促進するため、1996年から「NGO・外務省定期協議会」を実施している。年1回の全体会議に加え、2002年からは小委員会としてODA政策全般について協議するODA政策協議会、NGO支援や連携策について協議する連携推進委員会を、それぞれ年3回ずつ開催している。



移動式防災教室を用いた防災教育事業（2010年度）（ミャンマー 写真提供：特定非営利活動法人SEEDS Asia）

イ その他主要外交分野における連携

外務省は、開発援助分野以外の外交課題においても、NGOと連携している。例えば、2月下旬から3月上旬に開催された第55回国連婦人の地位委員会（CSW）において、NGO関係者が政府代表団の一員となり、積極的に議論に参加した。また、第66回国連総会では、女性NGOの代表が政府代表顧問として、人権・社会分野を扱う第3委員会に参加し、発言した。さらに、人権に関する諸条約に基づいて提出する政府報告や第三国定住難民事業などについても、日本政府はNGO関係者などとの対話を行っている。

核兵器を含む軍縮分野でも、日本のNGOは存在感を発揮しており、外務省とも連携している。具体例として、通常兵器の分野では、2010年3月の「『クラスター弾に関する条約』促進・普遍化の集い」や、9月の武器貿易条約（ATT）に関するシンポジウムの開催が挙げられる。また、外務省はアフガニスタン、カンボジア、アンゴラ、ラオスなどにおける地雷・不発弾の処理、危険回避教育などの支援活動でNGOと協力している。さらに、核軍縮の分野において、2010年9月から開始した外務省による「非核特使」の委嘱事業は、被爆者が世界各地で核兵器使用の惨禍の実情を伝えるNGOの活動を、政府が後押しする

ものであり、2012年1月現在、延べ61名が本制度により世界各地へ派遣されている。

国際組織犯罪分野では、内閣に設置された「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」に、NGOとの協議の場を設け、官民が連携した被害防止策及び被害者支援の在り方などについて率直な意見交換を行うことで、人身取引対策に日頃から従事しているNGOを通じて、現場の声が人身取引対策の推進体制の

強化に反映されるよう努めている。

国連改革の分野では、外務省は、「国連改革に関するパブリックフォーラム」を2011年2月に「国連改革を考えるNGO連絡会」と共催した。同フォーラムでは、「グローバルな国連・教育プログラムの課題と可能性」と題し、「国連持続可能な開発のための10年」¹に触れつつ、人権教育や軍縮教育に焦点を当て議論を行った。

(2) 青年海外協力隊・シニア海外ボランティア

青年海外協力隊（JOCV）は、技術を有する20～39歳の青年男女が、開発途上国の地域住民と生活を共にしつつ、その地域の経済及び社会の発展に協力・支援することを目的とする事業である。1965年の事業発足以来、派遣された協力隊員は、まさしく日本の「顔の見える」協力を行い、開発途上国の発展に貢献してきた。2011年12月末までに累計で88か国に3万6,636人の隊員が派遣され、農林水産、加工、機械の保守操作、土木建築、保健衛生、教育文化、スポーツ、計画・行政の8分野184職種にわたる支援を積極的に展開している。

また、シニア海外ボランティア（SV）は、幅広い技術と豊かな経験を有する40～69歳の中老年層の男女を開発途上国に派遣する事業である。1990年の事業発足以来、年々事業規模を拡大しており、2011年12月末までに67か国に4,758人を派遣し、計画・行政、公共・公益事業、農林水産、鉱工業、エネルギー、商業・観光、人的資源、保健・医療、社会福祉、その他（渉外促進、有資格登録）の9分野163職種にわたる協力を行ってきた。



稲作試験場で稲作や食用作物栽培を指導する協力隊員（マラウイ 写真提供：JICA）



物理の実験を指導する理数科教師隊員（トンガ 写真提供：JICA）

近年は一線を退いたシニア層の再出発やその知見の再活用という観点からも、豊富な経験と熟練した技術をいかすことができるシニア海外ボランティアに対する関心が高まってい

¹ 2002年、国連総会決議が設定した2005年から2014年の10年間。ユネスコが、「持続可能な開発」についての教育・啓発活動に関する「教育の10年」の国際実施計画を策定することを決定し、各国政府がこの計画を考慮して「教育の10年を実施するための措置をそれぞれの教育戦略及び行動計画に盛り込むことを検討する」と呼びかけた。日本のNGOの提言を受け、日本が提唱したもの。

出身都道府県別派遣実績 (集計期間：2011年1月1日～12月31日)

都道府県名 青年海外協力隊 (JOCV) : 累計 (2011年中の派遣人数)
シニア海外ボランティア (SV) : 累計 (2011年中の派遣人数)

沖縄県	JOCV	354	(14)	人
	SV	43	(0)	人

岐阜県	JOCV	614	(22)	人
	SV	58	(1)	人

福井県	JOCV	247	(11)	人
	SV	11	(2)	人

滋賀県	JOCV	364	(15)	人
	SV	49	(6)	人

京都府	JOCV	749	(38)	人
	SV	115	(6)	人

鳥取県	JOCV	236	(12)	人
	SV	8	(0)	人

岡山県	JOCV	527	(19)	人
	SV	48	(3)	人

島根県	JOCV	303	(18)	人
	SV	25	(3)	人

広島県	JOCV	819	(28)	人
	SV	89	(9)	人

山口県	JOCV	471	(18)	人
	SV	45	(6)	人

秋田県	JOCV	353	(11)	人
	SV	19	(1)	人

山形県	JOCV	375	(14)	人
	SV	25	(1)	人

福島県	JOCV	589	(27)	人
	SV	41	(4)	人

新潟県	JOCV	738	(29)	人
	SV	51	(3)	人

長野県	JOCV	839	(29)	人
	SV	59	(9)	人

富山県	JOCV	332	(12)	人
	SV	34	(5)	人

石川県	JOCV	341	(14)	人
	SV	24	(0)	人

北海道	JOCV	1,861	(56)	人
	SV	210	(15)	人

青森県	JOCV	394	(8)	人
	SV	32	(3)	人

岩手県	JOCV	424	(18)	人
	SV	51	(3)	人

宮城県	JOCV	674	(22)	人
	SV	79	(3)	人

群馬県	JOCV	600	(19)	人
	SV	50	(3)	人

栃木県	JOCV	526	(18)	人
	SV	59	(1)	人

茨城県	JOCV	722	(28)	人
	SV	140	(7)	人

埼玉県	JOCV	1,626	(51)	人
	SV	262	(6)	人

千葉県	JOCV	1,583	(44)	人
	SV	341	(5)	人

東京都	JOCV	3,679	(118)	人
	SV	785	(52)	人

神奈川県	JOCV	2,560	(79)	人
	SV	603	(25)	人

山梨県	JOCV	244	(8)	人
	SV	20	(1)	人

静岡県	JOCV	1,254	(47)	人
	SV	140	(9)	人

愛知県	JOCV	1,839	(65)	人
	SV	189	(13)	人

三重県	JOCV	459	(20)	人
	SV	44	(4)	人

大阪府	JOCV	2,045	(74)	人
	SV	245	(15)	人

奈良県	JOCV	365	(13)	人
	SV	52	(5)	人

和歌山県	JOCV	199	(14)	人
	SV	27	(2)	人

長崎県	JOCV	514	(24)	人
	SV	51	(3)	人

佐賀県	JOCV	266	(11)	人
	SV	25	(2)	人

福岡県	JOCV	1,611	(58)	人
	SV	131	(12)	人

熊本県	JOCV	635	(25)	人
	SV	45	(6)	人

鹿児島県	JOCV	701	(23)	人
	SV	50	(5)	人

宮崎県	JOCV	433	(15)	人
	SV	27	(1)	人

大分県	JOCV	434	(9)	人
	SV	32	(2)	人

その他	JOCV	2		人
	SV	24		人

兵庫県	JOCV	1,523	(68)	人
	SV	226	(15)	人

徳島県	JOCV	228	(6)	人
	SV	18	(2)	人

香川県	JOCV	267	(10)	人
	SV	21	(2)	人

高知県	JOCV	215	(10)	人
	SV	8	(0)	人

愛媛県	JOCV	502	(31)	人
	SV	27	(2)	人

る。

JOCV及びSVは、開発途上国でボランティア活動に従事したいという国民の高い志に支えられており、国民参加型国際協力の中核を担う事業として、積極的に推進している。2011年12月末現在、2,549人の青年海外協力隊と560人のシニア海外ボランティアが、世界各地（それぞれ74か国、56か国）で活躍を続けている。また、帰国したボランティア参加者は、その経験を教育や地域活動の現場で共有するなど、社会への還元を進めており、日本独自の国民参加型による活動は、受入国を始め、国内外から高い評価と期待を得

ている。

青年海外協力隊事業が開始から約半世紀を経たこと、事業仕分けの対象となったことも踏まえ、外務省は2011年3月から4月にかけて国民から幅広く意見も募集した上で、ボランティア事業の意義を見直し、2011年7月、「草の根外交官：共生と絆のために～我が国の海外ボランティア事業～」と題する政策ペーパーを発表した。この中で、帰国後の社会での活躍を支援する取組の強化、企業やNGO等との連携強化、活動状況の見える化等の施策が打ち出され、その実現に向けた取組を実施している。

3 地方自治体等との連携

近年、地方自治体や地域で活躍する各種団体は、伝統的な国際交流（姉妹・友好都市交流）のみならず、経済交流（輸出振興、観光誘致など）、国際協力等、様々な国際的取組を積極的に行っており、国際的な相互理解、国際社会における日本の地位の向上、日本のブランド力強化などの面で、外交上、重要な役割を果たしている。

外務省としても、オール・ジャパンでの総合的な外交力を強化するため、このような国際的取組を進める地方や地域との連携を強化する各種の取組を積極的に実施している。2011年は、東日本大震災後の風評被害対策支援に加え、日本の地方自治体が地場産業や地域経済を再生し、世界市場の中で、「開かれた復興」を目指すための取組強化策として、在外公館（海外にある日本の大使館や総領事館等）施設を活用した「地方の魅力発信プロジェクト」を6月に立ち上げ、在外公館施設での各種PR事業やセミナー等を開催してきた。また、大使又は総領事などが一時帰

国する際には、積極的に地方自治体を訪問し、外国の最新の現地情報を提供する一方、今後の経済交流や国際交流面での在外公館と地方自治体の協力について協議するなどの取組を推進している。2011年度も、2010年度に引き続き、日本の地方の魅力を日本に駐在する各国の外交団に対して発信するセミナーや被災地域を含む地方視察ツアーを地方自治体と連携して開催するなど、日本の地方についての諸外国の理解増進に努めている。



宮城県震災復興PRイベント（11月17～18日、在サンフランシスコ総領事館）



地域の魅力発信セミナー（地方視察ツアー）（10月26日～27日、福島県会津若松市・鶴ヶ城）



駐日外交団に対する地域の魅力発信セミナー（9月16日、東京）

 Column

日・EU英語俳句コンテスト ～HAIKUを通じた松山市との連携～

「英語で俳句?」、「季語や韻律はどうするの?」私も初めはそう思った。しかし、海外でHAIKUを趣味としている人は多い。もちろん、日本語で詠むわけではなく、それぞれの国の言葉で詠む。

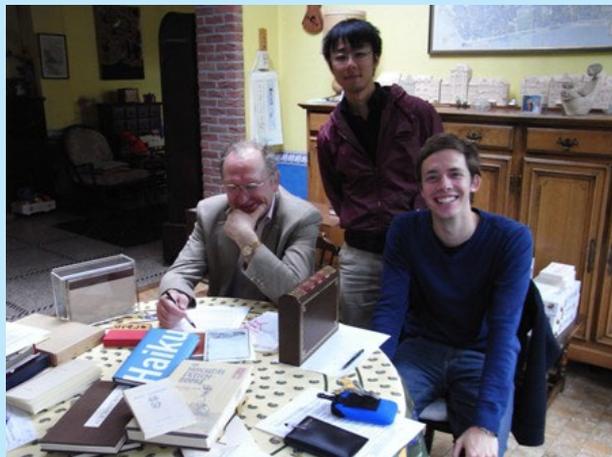
欧州連合 (EU) のトップを務めているファン＝ロンパイ欧州理事会議長の趣味はHAIKU。自ら句集を出版するほどの「俳人」である。それをきっかけとして、日本とEUは、2010年から日・EU定期首脳協議の機会に日・EU英語俳句コンテストを開催している。俳句といえば、正岡子規の生誕の地である愛媛県松山市が有名である。そこで、松山市役所観光産業振興課に相談したところ、「俳都・松山」のブランド化に取り組んでいることもあり、松山市に、コンテストを後援していただけることになった。

2011年5月に開催された2回目のコンテストのテーマは東日本大震災に対するEUからの支援に謝意を込め「絆^{きずな}」。日本への応援やEUからの支援の感謝を詠んだ364句が日本国内とEU25か国から集まり、最優秀賞は日本とEUから一句ずつ選ばれた。EU部門で選ばれたフェデリカ・ベルタッキーニさん (イタリア) は、友情と協力の象徴としてEUの旗が日の丸を抱擁する句を詠み、日本部門の大湯俊介さんは世界から寄せられる支援への感謝の気持ちを句にした。副賞として、ベルタッキーニさんは松山市道後温泉に、大湯さんはファン＝ロンパイ議長出身のブリュッセルに招待され、それぞれ地元市民に歓待された。

松山市と外務省による俳句を通じた取組はこれだけにとどまらない。松山市が俳句の普及のために設置している「俳句ポスト」を、ブリュッセルの欧州連合日本政府代表部に設置するための寄託式が、正岡子規の没後110周年となる2011年9月19日に松山市で行われた。松山市の「俳句ポスト」は市内90か所に設置されているが、国外となると初めてだ。ブリュッセルから俳句の魅力や日本文化の奥深さをもっと欧州に発信していきたい、そんな思いで私たちは取り組んでいる。

俳句は日・EUの首脳間の懇談でもたびたび話題になる。俳句は日本とEUを市民レベルのみならず、首脳間をも結び付け、日・EU関係の強化に貢献している……。そんな話を海外への好奇心が旺盛だった子規が知ったら、日・EU関係のために一句詠んでくれるに違いない。

欧州連合日本政府代表部 二等書記官 高元次郎



ブリュッセルの俳句愛好家と交流する大湯さん (中央) の一句。
Delightful moment/learning how to say thank you/in dozens of languages
(訳: うれしい一時 「ありがとう」の言い方を いくつもの言葉で覚える)



松山市民と交流するフェデリカ・ベルタッキーニさん (中央奥) の一句。
Blue sky and twelve stars/Embracing a round red sun/a fraternal hug
(訳: 青空と十二の星 丸く赤い太陽を包み込む 友愛の抱擁)